

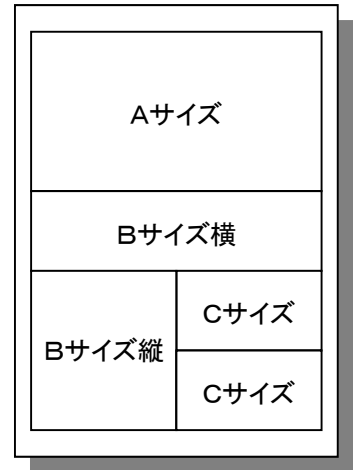
「あきた商工会議所報」 広告掲載申込について

受付日	
会員番号	

■ サイズ 寸法(cm) モノクロ料金 カラー料金

A		縦 10.5 × 横 16.9	44, 000円	66, 000円	税込 価格
B	縦	縦 10.5 × 横 8.3	22, 000円	33, 000円	
	横	縦 5.0 × 横 16.9			
C		縦 5.0 × 横 8.3	11, 000円	16, 500円	

※カラー広告は裏表紙のみ、モノクロ広告は位置指定できません。



■ 割引特典

- ☐ 年10回以上掲載の場合は、掲載10回目に1回分無料
- ☐ 年6回以上掲載の場合は、掲載6回目に1回分半額

■ 原稿について

- ☐ 上記サイズで作成した原稿を提出してください。
- ☐ 内容には企業名を必ず明記し、内容に関する責任の所在を明確にしてください。
- ☐ 原稿が電子データでない場合は、掲載月の前月15日までにご提出ください。
- ☐ ロゴやイラスト等の指定がある場合は電子データかスキャン可能な資料をご提供ください。

■ お申し込みからお支払いまでの流れ

- ☐ 掲載ご希望の前月10日までに、FAXまたはメールにて下記までお申し込みください。
※ お申し込みは先着順に受け付けます。掲載スペースに限りがあるため、場合によってはお申し込みをお受けできかねることもありますのでご了承ください。
- ☐ 掲載ご希望の前月末までに、内容の確認等をさせていただきます。
- ☐ 掲載誌と請求書を発行後にお送りしますので、期日まで指定口座へお振り込みください。

■ お申し込み・お問い合わせ先

企画振興課(担当:松田) TEL:866-6679 FAX:862-2101 Mail:shinko@akitacci.or.jp

「あきた商工会議所報」 掲載申込書および広告等運用規程の同意書

当社は、秋田商工会議所が定める「あきた商工会議所報広告等運用規程」に同意し、以下のとおり利用を申し込みます。

年 月 日

事業所名: 代表者名:

住所: 〒 秋田市

連絡先: 担当者名 所属

TEL FAX Mail

備考:

サイズ等		回数	掲載希望月												料金合計	支払方法	
A B縦 B横 C	モノクロ		2023										2024				毎月払い
	カラー		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	一括払い (月)		

- ※ サイズ等・掲載希望月・支払方法を○で囲み、一括払いの場合はカッコ内に支払月をご記入ください。
- ※ 7月号の暑中見舞広告、1月号の年賀広告につきましては、別途募集いたします。
- ※ 7月号と1月号はモノクロのみ掲載となります。
- ※ 掲載規定は当所ホームページ <http://www.akitacci.or.jp/syohou> に掲載しております。
お問い合わせいただければ、掲載規程をお送りいたします。

あきた商工会議所報広告等運用規程

（趣旨）

第1条 この規程は、秋田商工会議所（以下「商工会議所」という。）が発行する「あきた商工会議所報」以下「所報」という。）の広告等の運用について、必要な事項を定めるものとする。

（広告等の種類）

第2条 前条の広告等とは、一般広告、暑中見舞広告、年賀広告をいう。

（利用者）

第3条 広告等の利用者は、原則として商工会議所会員とし、会員以外の利用は原則として認めない。

（遵守事項）

第4条 広告等の内容は、次の各号をいずれも遵守するものとし、次の各号に反すると認められる場合、告等の利用は認めない。

- (1) 公序良俗に反しないこと
- (2) 関係法規に違反しないこと
- (3) 誤解を与える恐れがないこと
- (4) 他の商工会議所会員、消費者に不利益を与える恐れがないこと
- (5) その他、商工会議所の事業活動上、支障の無いこと

（広告等の内容責任）

第5条 広告等の内容に関する責任は、一切利用者に帰属する。

2 広告等に関する手続き上のトラブルは、双方誠意をもって対応すること。また、広告等により生じた取引上のトラブル等について、商工会議所は一切の責任を負わない。

（利用料金）

第6条 広告等の利用料金は、別に定める。

2 広告等の利用希望者は、利用を希望する前月の10日まで、別に定める「運用規程の同意書及び利用申込書」（以下「利用申込書」という。）を提出し、広告等を利用した所報発行月の翌月末日まで納入しなければならない。

3 割引料金の適用を受けた場合、途中で掲載回数を減らすことはできない。

（委任）

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、専務理事が別に定める。